

パートナーシップ構築宣言

株式会社 5 (5 co.) (以下、当社) は、サプライチェーンの取引先および価値創造を図る事業者の皆さまと連携し、共存共栄を推進するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

当社は直接の取引先 (Tier N) に限らず、その先の取引先 (Tier N+1 以降) にも働きかけ、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。既存の取引関係や企業規模を超えた連携を通じて、共存共栄の関係を構築します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP (事業継続計画) 策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・**企業間の連携**：オープンイノベーションの推進、共同の EC 市場調査・EC 需要予測、M&A・事業承継の情報連携を行い、顧客企業のカテゴリー内シェア拡大や新規事業の共創を目指します。
- ・**IT 実装支援**：共通 EDI・データ連携（受発注・在庫・EC-POS・広告指標）を整備し、API 連携・ダッシュボード化を支援。サイバーセキュリティ対策（アクセス権限・ログ管理・脆弱性対策）の助言を行います。
- ・**専門人材マッチング**：データアナリスト／広告運用／EC 業務設計の専門人材をパートナー企業へ出向・実務伴走し、スキルトランスファーによる内製化を支援します。
- ・**グリーン化の取組**：需要予測・在庫最適化により廃棄ロスを削減し、物流の積載効率化・モーダルシフトの検討を進めます。グリーン調達の方針共有や省エネ改善の助言を行います。
- ・**健康経営の取組**：健康増進の制度設計（ストレスチェック、就労データ可視化、健康情報啓発）を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、パートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行・商慣行の是正に積極的に取り組みます。

(1) 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

(2) 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。やむを得ず手形等を用いる場合は、割引料等を下請事業者に負担させず、支払サイトは60日以内とします（一括決済方式・電子記録債権を含む）。

(3) 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

(4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が行き渡るよう、価格決定の考え方を広く周知します。
- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、パートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・約束手形の利用廃止に向け、現金払いや電子記録債権への移行を進めます。

2025年10月8日

企業名：株式会社 5 (5 co.)

役職・氏名：代表取締役 若松 武志

（備考）本宣言は、公的ポータルへの掲載基準・運用に従い、未履行と認められる場合には掲載取りやめとなることがあります。